

土木工事一般仕様書

- 1 受注者は、設計図書へ記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」（最新版）、「土木工事施工管理基準」、岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事安全施工技術指針」、「建設土木工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「道路工事現場における保安施設設置基準について」、「建設副産物適正処理推進要綱」、及び「新見市建設工事下請負の適正化に関する要綱」、「新見市工事関係様式集」により施工すること。
- 2 受注者は、道路を交通禁止・規制をする場合には、監督員と協議し、所管の警察署に道路使用の許可を得ること。また、道路管理者に交通規制申請（届出）書を提出し、その指示に従うこと。
- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。
- 4 受注者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に凝義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
また、次の点について留意すること。
 - ① 設計図書（監督員による指示を含む）に明示された取壊部分（アスファルト、コンクリート、伐木、伐根等）については、事前（必要によりその取壊途中、集積後）に構造物等の延長、計測断面を適宜撮影し、工事写真により数量が確認出来るようにすること。
 - ② 埋戻工について（土留施工箇所以外）
埋設物、構造物の埋戻について、路床部は層厚20cmごとに、路体部・その他は層厚30cmごとに適切な締固機械で十分締め固めること。また、施工状況写真は、NO測点（NO測点が無い場合は20m間隔）ごとに次測点を確認できるように（延長20m以内の構造物は1箇所以上、全景がわかるように）全層について敷き均し・転圧状況を撮影すること。
なお、指定機種またはタンパ以外の締固機械を使用する場合は監督員と協議すること。
- 5 面木の使用について
 - ① 受注者は、コンクリート構造物の面木の使用について天端前面には、円形の物を使用すること。
 - ② アスファルト舗装と接する箇所の面木の使用については監督員の指示を受けて施工すること。
- 6 公共事業労務費調査に対する協力
 - ① 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
 - ② 受注者は、調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
 - ③ 受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
 - ④ 受注者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 7 工事カルテ作成・登録について
受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を

除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

8 施工体制台帳について

- ① 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額にかかわらず、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、別に定める様式により監督員に提出すること。
- ② 受注者は、①に示す国土交通省令の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、受注者は、再下請負がある場合は下請負契約の総額にかかわらず施工体系図を別に定める様式により監督員に提出すること。
- ③ 受注者は工事の一部について下請負契約を締結しようとするときは、事前に下請負承認申請書が必要であるか確認すること。必要な場合は監督員に提出し、その承認を受けること。

9 現場の管理

受注者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者（下請を含む）に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

請負金額 4, 500 万円以上については、必ず名札を着用するものとする。

なお、4, 500 万円未満についても簡略化した名札を着用すること。（例：業者名、氏名）

【監理（主任）技術者】名札作成例

監理（主任）技術者	
写 真 2cm×3cm 程 度	氏 名 ○○ ○○
	○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	◇◇建設株式会社 印

監理技術者・主任技術者どちらか

用紙の大きさは、名刺サイズ以上
所属会社の社印とする

※ 1) 名札入れ（ビニールケース）に入れ着用する。

2) 名札は作業の安全性を確保するように確実に固定のこと。

10 建設副産物について

- ① 受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査（センサス）」の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負金額 100 万円以上の工事とし、調書の作成については、工事完成後調査データを「建設副産物情報交換システム（COBRIS、コプリス）」に入力し、監督員の確認を受け、監督員から同システムによる「確認済みマーク」の付与を受けるものとする。
- ② 受注者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源

利用促進法」(いわゆるリサイクル法)によりCOBRISを用いて再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。なお、受注者は、計画書及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 500m³以上 2. 碎石・・・・・・・・・・ 500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・ 200 t 以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 500m³以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 合計 建設発生木材 200 t 以上 建設汚泥、建設混合廃棄物※

※建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

※工事において、建設資材の搬入と指定副産物の搬出が両方あり、ともに条件を満たす場合には、両方の計画を作成する必要がある。

- ③ 法令等に基づき、現場掲示用の再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。なお、計画書の現場掲示様式についても、COBRISを用いて作成すること。

11 工事中間検査

受注者は、しゅん功検査までに、特に必要があると認められる場合は工事中間検査を受けるものとする。ただし、中間前金払いの認定を行うものを除く。

12 安全訓練について

- ① 受注者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に毎月1回半日以上頻度で実施するものとする。
- ② 受注者は、安全訓練等の実施に当たっては、「岡山県土木工事共通仕様書」総則1-1-5 施工計画書の記載事項とし、実施項目を記載すること。

13 施工合理化調査または歩掛調査について

本工事が施工合理化調査または歩掛調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。

なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

14 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)」について

新見市が発注する工事のうち、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)が発生する工事(但し、建設リサイクル法該当工事)を「建設リサイクル法通知工事(以下、「通知工事」という。)」とする。

- ① 「通知工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項(分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等)について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
- ② 「通知工事」の契約書7に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。

- ③ 受注者は、「通知工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
- ④ 受注者は、「通知工事」において監督員から建設リサイクル法第 11 条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑤ 受注者は、現契約が「通知工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「通知工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、④と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑥ 受注者は、「通知工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
- ⑦ 受注者は、「通知工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。
(ステッカー)

通知年月日	
令和	年 月 日
第	号
建設リサイクル法通知工事	
新 見 市	

注) 通知が終了後、市監督員が交付。

- 15 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）の製品を用いなければならない。

16 その他

提出書類等については、新見市工事関係様式集によること。